

亀山

かめやま
市議会だより

令和2年
9月定例会号

vol.78

令和2年11月1日発行

発行 三重県亀山市議会

編集 広聴広報委員会

9月定例会のあらまし……P 2～7

- ・ 令和元年度各会計決算の認定
 予算決算委員会から4つの意見
- ・ 特定地域型保育事業(家庭的保育事業等)に
 係る基準を見直す
 亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
 並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する
 基準を定める条例の一部改正について **可決**
 亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
 を定める条例の一部改正について **可決**
- ・ 児童・生徒1人1台のタブレット型パソコン等
 を整備する
 財産の取得について **可決**

- ・ 議会の主な動き…… P 7
- ・ 議案と議決結果…… P 8～10
- ・ 議案質疑…… P 11～17
- ・ 一般質問…… P 18～23

表紙写真：犬のトリミング（徳風高校）



9月定例会は、8月27日から9月25日までの30日間の会期で開催しました。

今定例会では、開会日に市長から、条例の一部改正4件、令和2年度一般会計補正予算1件、令和元年度各会計決算8件、その他、財産の取得や市道路線の認定など6件、合わせて議案19件が、また、追加議案として、23日に令和2年度一般会計補正予算1件、閉会日に人事案件4件が提出されました。

議会からは、国への意見書として委員会提出議案5件及び議員提出議案1件を提出しました。

議案一覧・
表決結果は
8ページ～

予算決算委員会 令和2年度補正予算と令和元年度決算を審査

令和2年度一般会計補正予算2件について

一般会計補正予算(第6号)については、予算決算委員会で設置した各分科会に分担して審査を行い、その後、全体審査を行いました。

一般会計補正予算(第7号)については、補正内容が関文化交流センターの空調改修に係る補正のみであったことから分科会への分担は行わず、全体審査を行いました。

そして、採決の結果、いずれの議案も全会一致で原案のとおり可決しました。

令和元年度各会計歳入歳出決算8件について

9月17日・18日の2日間、予算決算委員会を開催し、審査を行いました。

委員会では、一般会計及び国民健康保険事業特別会計決算の認定について反対討論があり、採決の結果、いずれも賛成者多数で原案のとおり認定しました。

その他の各会計決算6議案については、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決及び認定しました。



令和元年
三認

令和元年度決算の概要

会計区分		歳入決算額	歳出決算額	差引収支額	
一般会計		216億9671万円	209億4790万円	7億4882万円	
特別会計	国民健康保険事業	45億5037万円	45億2671万円	2366万円	
	後期高齢者医療事業	10億3531万円	10億3282万円	249万円	
	農業集落排水事業	4億9422万円	4億7822万円	1600万円	
	小計	60億7990万円	60億3774万円	4216万円	
企業会計	水道事業	収益的収支	14億4721万円	11億6397万円	2億8324万円
		資本的収支	4544万円	5億9081万円	△5億4537万円
	工業用水道事業	収益的収支	8562万円	5626万円	2936万円
		資本的収支	7075万円	9745万円	△2670万円
	公共下水道事業	収益的収支	9億9560万円	9億4120万円	5440万円
		資本的収支	10億2149万円	12億8528万円	△2億6379万円
	病院事業	収益的収支	16億2316万円	17億1187万円	△8871万円
		資本的収支	1億2087万円	2億3264万円	△1億1176万円
小計		54億1014万円	60億7948万円	△6億6934万円	
合計		331億8675万円	330億6512万円	1億2163万円	

予算決算委員会から4つの意見

①審査の過程において指摘のあった事項及び意見を真摯に受け止め、次年度の予算編成とその執行に取り組むとともに、行政評価の成果及び課題を十分に精査し、現在策定中の第2次総合計画後期基本計画に反映されたい。

②新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、今後、税収の減少が懸念される中、財政運営の基本である「歳入に見合った歳出」の実現に向け、的確な事業の選択と集中を行うとともに、経費の削減や基金の有効活用を図り、持続可能な健全財政に取り組まれたい。

③不用額が生じた場合は、速やかに減額補正を行うとともに、必要に応じて、更なる市民サービスの向上のための予算措置を講じられたい。

④決算審査に必要な資料については、詳細な内容を事前に議会へ提出されたい。

度決算
定

令和元年度 決算審査

～委員会での主な質疑～ 15人の議員が質疑しました

【各会計決算】

○消費税増税が決算に与えた影響について

【一般会計】

- 決算の評価について
- 予算編成方針に合致した決算ができたのか
- 不納欠損額について
- 財務書類4表について
- 審査意見書について
- 長期財政見直しとの整合について

【国民健康保険事業会計】

- 決算の評価について
- 保険税率の引き上げと資産割廃止の影響について

【公共下水道事業会計】

- 決算の評価について

【病院事業会計】

- 市民の期待に沿った目指す病院像に近づいたのか
- 院外薬局設置後の薬剤に係る収益減について

特定地域型保育事業(家庭的保育事業等)^{※1} に係る基準を見直す

賛成者多数
可決

- 議案第51号 亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第52号 亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第51号は、府令基準が改正され、特定地域型保育事業における特定教育・保育施設等^{※2}との連携に関する基準が見直されたことに伴い、市における当該連携に関する基準も同様の基準を定めるとともに、子ども・子育て支援法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

また、議案第52号は、省令基準が改正され、保育所等との連携に関する基準等が見直されたことに伴い、市における当該連携に関する基準も同様の基準を定めるため、所要の改正を行うものです。

※1 特定地域型保育事業＝保育を必要とする3歳未満の児童を保育することを目的とした定員19人以下の保育事業

※2 特定教育・保育施設＝公立・私立の幼稚園、認定こども園及び保育園

【本会議での主な質疑】

- 条例改正の背景と内容について
- 該当施設の現状について
- 保育所との連携について
- 利用する保護者や子どもへの影響について



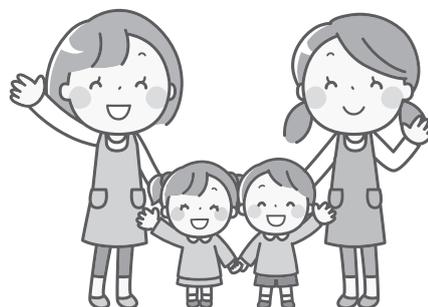
教育民生委員会の様子

【委員会の賛成討論】

- 今回の改正は、省令基準等の改正により示された国のルールに基づくもので、やむを得ない改正である。

【本会議の反対討論】

- 3歳未満児の卒園後の受け皿となる連携施設の確保を不要とすることで、市の利用調整はあるが希望する園に入れるという保証はなく、兄弟で同じ保育園に入れないうことも起こり得る。
- 保育士の配置基準の緩和は、保育士の専門性を他の専門職と混同し、保育の質を低下させるものである。



児童・生徒1人1台の タブレット型パソコン等を整備する 議案第64号 財産の取得について

賛成者多数
可決

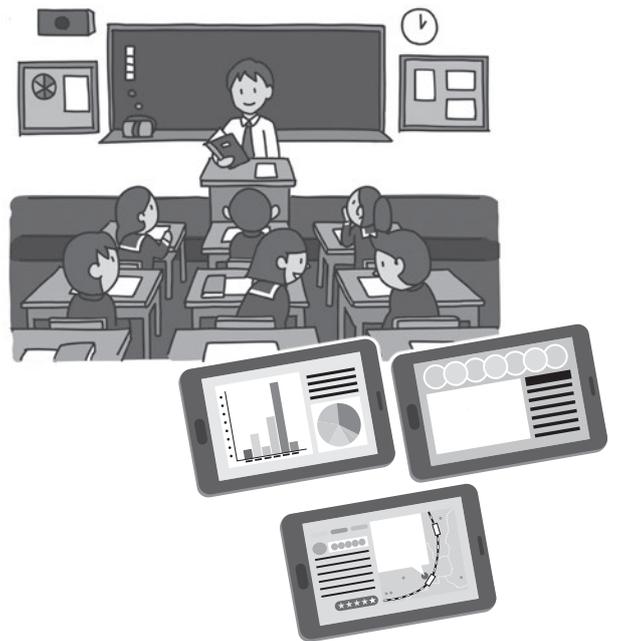
小学校及び中学校に児童生徒1人1台の端末等を整備することにより、情報活用能力の一層の育成を図るため、タブレット型パソコン等の取得について、令和2年7月27日付けで仮契約したので議会の議決を求めるものです。

【委員会での主な質疑】

- 落札業者の過去の実績について
- 納期に間に合わなかった場合の約定について

【委員会での反対討論】

- 国のGIGAスクール構想の一環で、亀山市の子どもたちの将来のために、やらなければならない事業であるが、執行部の説明があまりにも不十分で、入札にも疑問がある。



請願の結果

件名		請願者	紹介議員	結果
請願第1号	義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書	亀山市西丸町564 亀山市PTA連合会 会長 西村 昭伸 他2名	森 英之 鈴木 達夫 福沢美由紀 尾崎 邦洋 岡本 公秀 前田 稔	全会一致 採択
請願第2号	教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書			
請願第3号	防災対策の充実を求める請願書			
請願第4号	子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書			
請願第5号 ※	亀山中学校及び中部中学校においてみんなで食べる給食を早期に実施するよう求める請願書	亀山市野村1丁目1-7-2 亀山の学校給食を考える会 (じゃがまる会) 代表 曾我部 まゆみ	中崎 孝彦 伊藤彦太郎 服部 孝規 森 美和子 前田 稔	

※請願第5号については、亀山市教育委員会に請願を送付し、次期定例会開会日までに、その処理の経過及び結果を報告するよう求めました。

委員会提出議案及び議員提出議案 意見書の提出について(6件)

【教育民生委員会提出議案(4件)】

全会一致で 可決

①義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書

義務教育の根幹である「無償制」、「教育の機会均等」を保障し、「教育水準の維持向上」を図るため、国の責務として必要な財源が確保されるよう、義務教育費国庫負担制度の更なる充実を図ること。

②教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書

子どもたちの「豊かな学び」の保障に向け、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を行うこと。

③防災対策の充実を求める意見書

子どもたちの安心・安全を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実を図ること。

④子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書

全ての子どもたちの学ぶ機会を保障するため、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度を拡充すること。

※国等の関係機関に意見書を送付しました。

【産業建設委員会提出議案(1件)】

全会一致で 可決

防災・減災、国土強靱化対策の継続及び拡充を求める意見書

1. 令和3年度以降においても、国土強靱化基本計画に基づき、中長期的な見通しのもと、国土強靱化対策の対象事業を拡大するとともに、別枠予算による必要かつ十分な予算の確保など、対策の抜本的強化を図ること。
2. 地方公共団体が、策定・見直しを進めている国土強靱化地域計画に基づく取り組みを、迅速かつ確実に実施するために必要な予算の総額確保を図ること。
3. 長寿命化計画に基づく戦略的な現有ストックの修繕や更新等の老朽化対策が確実に進められるよう、新たな財源を創設するとともに、長期安定的に必要な予算を確保すること。
4. 令和2年度で終了とされている緊急防災・減災事業や緊急自然災害防止対策等については、地方自治体の取り組み状況を踏まえ、適切に検討を行い、令和3年度以降も延長するとともに、地方の実情に沿った、より活用しやすい地方債制度にするなど地方財政措置を拡充すること。
5. 社会資本の適切な整備及び管理に加え、災害発生時の迅速かつ円滑な対応等のため、国の地方整備局を含め、現場に必要な人員や体制の維持及び拡充を図ること。

※国等の関係機関に意見書を送付しました。

9月定例会のあらまし

【議員提出議案(1件)】

全会一致で **可決**

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

1. 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
2. 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。
3. 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
4. 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。
5. とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

※国等の関係機関に意見書を送付しました。

議会の主な動き



7月

- 7日 広聴広報委員会
- 20日 全員協議会
亀山駅周辺整備事業特別委員会
- 27日 総務委員会
- 29日 教育民生委員会
- 30日 産業建設委員会

8月

- 3日 正副委員長会議
- 17日 総務委員会
- 19日 教育民生委員会
教育民生委員会協議会

- 20日 議会運営委員会
全員協議会
産業建設委員会
- 27日 9月定例会開会
予算決算委員会
予算決算委員会協議会

9月

- 7日 議案質疑
議会運営委員会
- 8日 議案質疑
予算決算委員会
- 9日 一般質問
- 10日 一般質問

- 11日 産業建設分科会
産業建設委員会
- 14日 教育民生分科会
教育民生委員会
- 15日 総務分科会
総務委員会
- 17日 予算決算委員会
- 18日 予算決算委員会
議会運営委員会
- 23日 本会議
予算決算委員会
- 24日 議会運営委員会
- 25日 9月定例会閉会
- 30日 広聴広報委員会

9月定例会に提案された議案と議決結果

議案の詳細は、ホームページに掲載していますのでご覧ください。賛否が分かれた議案の表決 は、10ページをご覧ください。

議案番号	件名と主な内容	議決結果	
50	<p>亀山市職員給与条例の一部改正について</p> <p>職員が新型コロナウイルス感染症に罹患している者又はその疑いのある者に対して行う業務などに従事したときには、特例として、本条例に規定する上限額を超えて防疫手当を支給することを可能とするため、所要の改正を行う。</p>	可決	全員賛成
51	<p>亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について</p> <p>府令基準が改正され、特定地域型保育事業における特定教育・保育施設等との連携に関する基準が見直されたことに伴い、市における当該連携に関する基準も同様の基準を定めるとともに、子ども・子育て支援法が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。</p>	可決	賛14:反3
52	<p>亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について</p> <p>省令基準が改正され、保育所等との連携に関する基準等が見直されたことに伴い、市における当該連携に関する基準も同様の基準を定めるため、所要の改正を行う。</p>	可決	賛14:反3
53	<p>亀山市営住宅条例の一部改正について</p> <p>昭和38年度建設の亀田(尾崎)住宅は、耐用年数が経過し、亀山市公営住宅等長寿命化計画において用途廃止とする判定を行っており、既に入居者が退去した2戸の用途を廃止するため、所要の改正を行う。</p> <p>また、亀山市民間活用市営住宅事業により、新たに借り上げる賃貸共同住宅8戸について、市営住宅として設置及び管理を行うこととするため、所要の改正を行う。</p>	可決	全員賛成
54	令和2年度亀山市一般会計補正予算(第6号)について	可決	全員賛成
55	令和元年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について	認定	賛13:反4
56	令和元年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	賛14:反3
57	令和元年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	全員賛成
58	令和元年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	全員賛成
59	令和元年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	可決及び認定	全員賛成
60	令和元年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	可決及び認定	全員賛成
61	令和元年度亀山市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	可決及び認定	全員賛成
62	令和元年度亀山市病院事業会計決算の認定について	認定	全員賛成

議案番号	件名と主な内容	議決結果	
63	財産の取得について 消防力の維持を図るため、35m級はしご付消防自動車の取得について、令和2年7月1日付けで仮契約したので議会の議決を求める。	可決	全員賛成
64	財産の取得について 小学校及び中学校に児童生徒1人1台の端末等を整備することにより、情報活用能力の一層の育成を図るため、タブレット型パソコン等の取得について、令和2年7月27日付けで仮契約したので議会の議決を求める。	可決	賛16:反1
65	市道路線の認定について 開発行為により設置された新規路線である徳原38号線の市道路線の認定について、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
66	市道路線の認定について 開発行為により設置された新規路線である能褒野49号線の市道路線の認定について、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
67	市道路線の認定について 開発行為により設置された新規路線である能褒野50号線の市道路線の認定について、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
68	専決処分した事件の承認について 市消防本部の高機能消防指令センターに設置している情報系サーバー等が故障し緊急修繕が必要となったことから、消防庁舎管理費における修繕料について、令和2年度亀山市一般会計補正予算(第5号)を、令和2年8月13日付けで専決処分したため、議会に報告し、承認を求める。	承認	全員賛成
69	令和2年度亀山市一般会計補正予算(第7号)について	可決	全員賛成
70	人権擁護委員の候補者の推薦同意について 人権擁護委員の須川幸弘氏は令和2年12月31日をもって任期満了となることから、引き続き、同委員として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の同意を求める。	同意	全員賛成
71	人権擁護委員の候補者の推薦同意について 人権擁護委員の上原つゆ子氏は令和2年12月31日をもって任期満了となることから、引き続き、同委員として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の同意を求める。	同意	全員賛成
72	人権擁護委員の候補者の推薦同意について 人権擁護委員の関弘江氏は令和2年12月31日をもって任期満了となることから、その後任の委員に表典子氏を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の同意を求める。	同意	全員賛成
73	人権擁護委員の候補者の推薦同意について 人権擁護委員の面川省三氏は令和2年12月31日をもって任期満了となることから、その後任の委員に櫻井好基氏を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の同意を求める。	同意	全員賛成
委員会 1	義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出について	可決	全員賛成
委員会 2	教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について	可決	全員賛成
委員会 3	防災対策の充実を求める意見書の提出について	可決	全員賛成
委員会 4	子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について	可決	全員賛成

議案番号	件名と主な内容	議決結果	
委員会 5	防災・減災、国土強靱化対策の継続及び拡充を求める意見書の提出について	可決	全員賛成
議員 4	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について	可決	全員賛成

※ 委員会 = 委員会提出議案 議員 = 議員提出議案

賛否の分かれた議案の表決結果

※ 賛は賛成 反は反対 なお、小坂直親議長は採決に加わっていません。

議席番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
議員名		草川	中島	森	今岡	新	尾崎	中崎	豊田	福沢	森	鈴木	岡本	伊藤	前田	前田	服部	小坂	櫻井
議案名		卓也	雅代	英之	翔平	秀隆	邦洋	孝彦	恵理	美由紀	美和子	達夫	公秀	彦太郎	耕一	稔	孝規	直親	清蔵
議案第51号	亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	-	反
議案第52号	亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	-	反
議案第55号	令和元年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	反	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	-	反
議案第56号	令和元年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	-	反
議案第64号	財産の取得について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	-	反

令和2年 第2回臨時会日程(予定)

11月11日 臨時会開会 10:00～
12日 臨時会閉会 10:00～

14日 教育民生分科会 10:00～
教育民生委員会
15日 総務分科会 10:00～
総務委員会
18日 予算決算委員会 10:00～
議会運営委員会 11:00～
21日 12月定例会閉会 10:00～

令和2年 12月定例会日程(予定)

11月27日 12月定例会開会 10:00～
12月7日 議案質疑 10:00～
予算決算委員会
8日 一般質問 10:00～
9日 一般質問 10:00～
11日 産業建設分科会 10:00～
産業建設委員会

正式な日程は、定例会直前の議会運営委員会で決定します。
詳しくは、議会事務局へお問い合わせください。
ホームページにも掲載しています。

一般質問 議案質疑

さて、ここからは、各議員の質疑や質問内容について掲載をします。取り上げた内容は議員の質疑、質問の一部の概要です。詳細については、亀山市議会ホームページでの映像配信や会議録から検索いただけます。

それでは、亀山市議会の議場の扉を開いてみましょう。



❓ 議案質疑とは

議案の内容や提案理由等について、疑問点や不明点を聞くことです。

❓ 一般質問とは

行政全般にわたり、市の考え方や疑問点を聞くことです。単に疑問をはらし、事実関係を明らかにするだけではなく、政策の見直しや提言を行います。



議案質疑

中島 雅代 <スクラム>



議案第55号 令和元年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について、及び報告第9号 決算に関する附属書類の提出について

1 決算の評価について

(1) 総括について

(2) 実質単年度収支について

(3) 市民税について

(4) 地方交付税について

(5) 義務的経費について

(6) 投資的経費について

(7) 全体として予算のとおりには執行できたのか

(8) 長期財政見通しについて

2 主要施策の成果について

(1) 評価基準について

(2) 結果から見えてくるものは何か

(3) 事業の成果は上がっているのか。また、改善すべき点はないのか

3 持続可能な財政状況であるのか

❓ 実質単年度収支の赤字が、昨年の約5億3000万円から約10億4000万円に大幅に増えている要因について尋ねる。

❓ 歳入において、前年度に比べ、地方特例交付金、地方交付税が増額となったものの、法人市民税や固定資産税、自動車取得税交付金等が減となったことで一般財源が約4億7000万円減収になったことによるものである。

❓ 毎年赤字が増えていることについての認識を尋ねる。

❓ 市税等の減収により、実質単年度収支が赤字となっているが、財政調整基金残高は前年度比で約1億6500万円の減少にとどまり、実質赤字比率などの健全化判断比率も、国が定める基準を大幅に下回る良好な比率となっていることから、おおむね財政の健全化を確保できており影響はないと考えている。

❓ 実質単年度収支の赤字は解消すべきと思うが、どのように考えているのか。

❓ 市税の確保に努め、第3次亀山市行財政改革大綱の取組項目を着実に実践するとともに、令和2～3年度で策定する第2次総合計画後期基本計画で実施する事業についても、精査しながら健全な財政運営に努める。

岡本 公秀 <新和会>



議案第55号 令和元年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 1 令和元年度は「機転の年」という位置づけであったが、決算の総括について問う
- 2 亀山駅周辺整備事業の現状、スケジュール、及び市民の知の拠点となる新図書館整備の進捗状況について
- 3 乗合タクシーの現在の利用状況及び利用促進に向けた取り組みについて
- 4 財政指標のうち、公債費負担比率及び市債残高に関する認識について
- 5 基金の現状及び市民生活に一層寄与するための組み替えについて
- 6 資金収支のうち、業務活動収支について
- 7 第4款 衛生費、第2項 清掃費、第3目 し尿処理費、大規模整備事業について
 - (1) 事業の内容について
- 8 第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第1目 保健衛生総務費、三重大学亀山地域医療学講座支援事業について
 - (1) 亀山市立医療センターアクションプラン達成との関連について

Q 市長が、機転の年という位置づけをした令和元年度決算の総括を尋ねる。

A 平成から元号が変わった令和元年度は節目の年であることから、社会経済、市民生活の変化を見極め、臨機応変に適應しながら前期基本計画第2次実施計画を着実に推進させ、さらなる段階へ挑戦する年にしたいとの考えで、行政経営の重点方針において機転の年と位置づけた。令和元年度決算については、各種指標が良好な結果となったことから、財政の健全化を確保できたと考えているが、長期財政見通しにおいて、今後の市税や地方交付税の減収、新型コロナウイルス感染症の影響等、扶助費、投資的経費等の歳出の増加を見込んでおり、第3次亀山市行財政改革大綱の取組項目を着実に実践することにより、今後も持続可能な行財政運営の確立に努める必要があると考えている。

Q 乗合タクシーの利用状況と利用促進に向けての取組について尋ねる。

A 令和元年度の利用実績は、登録者数が令和2年3月末時点で3017人、1年前と比較して1214人増加、利用者数が、半年間の運行期間であった平成30年度の延べ利用者数352人に対して、令和元年度は2120人と大幅に増加した。また、利用促進に向けた取組については、制度の定着と併せ、さらなる利便性の向上を図るため、県の補助金を活用して、A1配車システムによる自動配車や、スマートフォンからの予約などの実証実験を令和3年の1月中旬から2月にかけて実施をする予定で、その効果を検証していく。

服部 孝規 <日本共産党>



議案第55号 令和元年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 1 過去10年間の「決算カード」の「財政指標」のうち、「実質収支」、「積立金取崩額」、「実質単年度収支」から見た令和元年度決算について
- 2 過去10年間の「地方債現在高」の推移から見た令和元年度決算について

Q 2019年度決算の実質収支額、単年度収支額、実質単年度収支額を尋ねる。

A 実質収支は、6億5375万1000円、当該年度の黒字赤字の収支を示す単年度収支は、3億6447万8000円の赤字となり、前年度の3億4113万4000円の黒字から赤字に転じた。実質単年度収支は、約10億4000万円の赤字となった。

Q 実質単年度収支は、真の自治体の実力がわかる数字と言われているが、赤字が前年度の約5億円から約10億円に大きく増えたことをどう評価しているのか。

A 歳入において前年度と比較して、地方特例交付金、地方交付税が増となったが、法人市民税や固定資産税、自動車取得税交付金等の減により、一般財源が約4億7000万円の減収となったことによる。

Q 財政調整基金の残高がどんどん減少し、市の財政の危険信号を感じている。この決算を踏まえ、将来に大きな不安があると思うが、その認識について尋ねる。

A 財政調整基金が減少傾向となっているのには、市税収入の減少と、基金を取り崩したのを戻し切れていない現状がある。その要因は、実質収支そのものが以前よりもトータルで減少していることや、入札差金等が入札制度改革の中で減少していることなどであると認識している。

Q 今回の決算を踏まえ、来年度の予算編成をどのように考えているのか。

A コロナ禍の中で市税収入の減少も見込まれることから、新型コロナウイルス感染症の影響や社会、経済、市民生活の変化を見極め、限られた財源を有効に活用して適切な予算編成を行い、財政の健全化に努める。

森 美和子 <公明党>



議案第54号 令和2年度亀山市一般会計補正予算(第6号)について

1 第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第2目 予防費、予防衛生事業及び、予防接種費用助成事業の増額補正について

(1) インフルエンザ予防接種費用の無償化について

2 第10款 教育費、第2項 小学校費、第1目 学校管理費及び、第3項 中学校費、第1目 学校管理費、一般管理費、補助金の増額補正について

(1) 学校の臨時休業に伴う給食休止時の食材費等の損失補助について

Q インフルエンザ予防接種無償化の対象者と人数を尋ねる。

A 65歳以上の高齢者が1万3307人、1歳から就学前の児童が2701人、身体障害者手帳等の取得者が約900人、基礎疾患があり医師からインフルエンザにかかるると重症化するとの意見書がある人が令和元年度実績で179人、全体でおよそ1万7000人が対象となる。

Q 無償化を提案する中で、委託先である医師会とはどのような協議をしたのか。

A 今回の事業は、対象者を変更せず、自己負担額を変更して無償化にする内容であることから、医師会との協議は行っていない。

Q 今回の無償化について、ワクチンは十分確保できると考えているのか。

A インフルエンザワクチンは、基本的に昨年度実績に応じたものしか買えず、市でワクチンを購入することができないため、医療センターと連携して、できるだけたくさんのワクチンを確保しようと現在取組を進めている。

鈴木 達夫 <大樹>



議案第55号 令和元年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

1 決算の「総括」について

2 消費税率等の改正に伴う影響について

(1) 幼児教育・保育の無償化の決算への影響について

(2) 第7款 商工費、第1項 商工費、第2目 商工業振興費、プレミアム付商品券事業について

(3) 法人市民税改正に伴う影響について

3 令和元年度決算も市債残高が減少し、公債費負担比率が好転しているが、今後もこの財政運営を重視するのか

4 令和元年度基金の運用状況について

(1) 基金運用による地方債証券売払収入について

(2) 決算から見た「基金活用指針」の変更について

Q 今回の決算から、市債残高を減少し、公債費の負担比率を下げることを注視する考えから、今手当てをしなければならないこと、そして後世に先送りしないという考え方のほうが重要ではないかと思うが、見解を尋ねる。

A 市債残高の減少の要因については、当然、将来への後年度負担、財政硬直化を避けるために、あるいは、税収がなかなか不透明な中でこれを制御してきたという視点もあるが、施設建設に関わる大規模事業の償還が終了してきたということも大きな一因である。今後については、亀山駅周辺整備事業や新図書館、認定こども園の整備、そのほか様々な事業が控えており、令和2～3年度で策定する第2次総合計画後期基本計画において、実施する事業の精査を図りながら検討を行っていく。今やるべき事業、あるいは将来に何を優先するかについては、大胆に判断すべきと考えている。

森 英之 <結>



議案第50号 亀山市職員給与条例の一部改正について

- 1 条例改正の目的について
- 2 防疫手当支給対象者について
- 3 防疫手当額の基準について

Q 条例改正の目的を尋ねる。

A 現在、条例において上限額を500円に定めている防疫手当について、新型コロナウイルス感染症対策の状況を考慮し、職員が新型コロナウイルス感染症に罹患している者、またはその疑いのある者に対して行う業務などに従事したときは、特例として上限額を4000円に変更する改正を行うものである。

Q 防疫手当の支給対象者は、消防職員のほかどのような職員が想定されるのか。

A 今回の条例改正は消防職員を前提として考え

ているが、今後の感染拡大状況によっては、消防職員以外の職員も、新型コロナウイルス感染症に罹患している者に対して業務を行うこともあり得るため、その場合は支給対象を拡大していく。

Q 最大4000円という防疫手当について、基準はどのように設けられているのか。

A 500円という限度額を4000円に拡大する今回の改正は、国の人事院規則が4000円に改正をされたことによるものである。4000円の内訳は、消防職員の場合、患者を搬送する際に、PCR検査を受け陽性になった場合は4000円、それ以外は3000円の支給を考えている。

Q 令和2年2月1日まで遡って支給するが、何人に支給する見込みがあるのか。

A 現在、PCR検査を伴う救急搬送された患者は11人であり、対応した34人の消防職員に支給する。

であったため、午後から、議案の内容や概略の定例会見を行った。

Q この予防接種費用助成事業は今回限りか。

A この事業は、コロナ禍の緊急対策として補正予算をお願いしている事業であり、基本的には本年度に限った事業としているが、感染状況によって、来年度も検討が必要な事業であると認識している。

Q 今回の緊急政策パッケージを提案する中で、財源確保については、どのような認識で補正予算を組んだのか。

A これまで、国の地方創生臨時交付金がいくら配分されるか定かではない中で、交付金の利活用と財政調整基金を取り崩してでもやるべきということで進めてきた。地方創生臨時交付金4億7000万円は、緊急政策パッケージ第3弾までの事業に活用し、今回は、本年予定していた事業ができず減額になった予算を、インフルエンザ予防接種の無償化をはじめとする緊急政策パッケージ第4弾の事業の財源に活用した。

櫻井 清蔵 <勇政>



議案第54号 令和2年度亀山市一般会計補正予算(第6号)について

- 1 第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第2目 予防費、予防衛生事業及び予防接種費用助成事業の増額補正について

(1) 補正の内容について

- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、各種事業において減額されている予算について確認したい

Q 市長は8月20日に、市単事業であるインフルエンザ予防接種無償化の記者会見をしているが、議会の審議を経た後に行うことは考えなかったのか。

A 各定例会へ提案する予算案等については、議会運営委員会への説明後に記者会見を行う取扱いである。8月20日の緊急政策パッケージ第4弾についても、当日の議会運営委員会が午前中

今岡 翔平 <スクラム>



議案第54号 令和2年度亀山市一般会計補正予算(第6号)について

- 1 第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費、一般管理費の増額補正について
 - (1) 採用した会計年度任用職員はどのような業務にあたるのか
- 2 第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第2目 予防費、予防衛生事業及び、予防接種費用助成事業の増額補正について
 - (1) 医療関係者から意見聴取を行っているか
 - (2) 国内で確認されている新型コロナウイルス感染症の重症化の傾向との相関性について
- 3 第7款 商工費、第1項 商工費、第2目 商業振興費、協力負担金の増額補正について
 - (1) 亀山市で協力金を申請しているが受け取れていない企業は何社ほどあるのか
- 4 第10款 教育費、第2項 小学校費、第1目 学校管理費及び、第3項 中学校費、第1目 学校管理費、一般管理費、補助金の増額補正について
 - (1) 損失補助割合はどの程度なのか
 - (2) 事業者には負担はかかっているのか

Q 医療関係者から意見聴取を行ったうえでこの対策を打ち出したのか。

A 専門家が入った新型コロナウイルス感染症対策推進会議で、医師会の先生方から、この冬の新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行により、非常に医療の混乱が懸念されるという意見をいただき、事業を拡大した。

Q まだワクチンはなく、有効な治療法もわかっていない中、科学的根拠のもとで政策を打ち出さなければいけないと思うが、これだけの予算を計上する医療施策については、通常の会議での決定ではなく、医療関係者の意見聴取がもっと必要だったと思うが、その見解を尋ねる。

A 今回のインフルエンザ予防接種助成事業の拡充は、対象者の拡大はしておらず、今まで負担していた自己負担額を全額無償化する内容であるため、医師会との協議等は行っていない。

Q 無償化の対象になっていない世代の方が、活発に移動してウイルスを媒介するのではないかという考え方についての見解を尋ねる。

A ウイルスを拡散してしまうのは若い世代の方であると思うが、ワクチンを何とか確保できる範囲内での対象者とした。

Q 今回の無償化により、医療機関への来院者は増えると思うが、リスクとのバランスはどのように考慮しているのか。

A インフルエンザワクチン接種時期は混雑が予想されることから、各医療機関に、感染症対策を万全に取り組んでいただきたいと考えている。

中崎 孝彦 <新和会>



議案第50号 亀山市職員給与条例の一部改正について

- 1 職員が、新型コロナウイルス感染症にり患している者又はその疑いのある者に対して行う業務などに従事したときに防疫手当を支給するとあるが、疑いのある者とは誰が判断するのか
- 2 市長が定める期間とは、具体的にどのように設定するのか
- 3 防疫手当の額は4000円の範囲内とあるが、従事した業務内容によって差が生じるのか
- 4 令和2年2月1日から適用することについて

Q 防疫手当の額は4000円の範囲内ということであるが、従事した業務内容によって差が生じるのか。

A 基本的にPCR検査において陽性が出た場合には4000円、陰性の人に同様の業務を行った場合には3000円と区分けをしている。

Q 令和2年2月1日から適用すると条例で定められているが、現在まで、新型コロナウイルス感染症にり患している者、または疑いがある者に対して業務に従事した職員は何人いるのか。

A 2月1日以降緊急で搬送された患者11人に対応した消防職員は34人である。

Q 国の方針が決まり次第、条例改正を行うべきと思うが、なぜ9月議会の提案になったのか。

A 国の人事院規則は令和2年3月18日に改正された。本市では、8月3日まで感染者が確認されていなかったものの、消防職員は新型コロナウイルス感染症のり患が疑われる者の搬送等の業務に従事しており、今後も同様の業務が見込まれることが予想されることから、今回この条例改正案を提案した。条例改正案の提案時期については、県内他市と情報共有する中で、遡及適用も可能な状況であり、9月議会の提案となった。

福沢 美由紀 <日本共産党>



議案第51号 亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、及び議案第52号 亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

- 1 条例改正の背景と内容について
- 2 該当施設の現状について
- 3 利用する保護者や子どもへの影響について

Q 連携施設についての改正内容を尋ねる。

A 市が保育所等の利用調整を行うなど、卒園後の受入れが確保できている場合には、卒園後の受入れに関する連携施設は不要とすることができる。

Q 職員が病気などで保育する人員が足りないときの代替保育において、連携施設が不要となった場合、保育に影響が出ないのか。

草川 卓也 <結>



議案第55号 令和元年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について、及び報告第9号 決算に関する附属書類の提出について

- 1 第7款 商工費、第1項 商工費、第1目 商工総務費、地域生活交通再編事業について
 - (1) 事業概要と解決すべき政策課題について
 - (2) 事業成果と課題について
 - (3) 課題に対する改善策について

Q コミュニティバスの利便性向上に向けた具体的な取組として、どのような改善が考えられるのか。

A ICカードの導入や定期券の導入等が考えられる。

Q ダイヤ改正や増便などについて、潜在的なニーズはあると思うが、抜本的な利便性向上について、どのように考えているのか。

A 課題の解決に向け、市内の全バス路線の乗降調査や市民アンケートも実施しながら、公共交通会議で、課題の改善に向けて議論を重ねていく。

A 認定こども園や保育所等の連携施設の確保が困難であると市が判断した場合、市が認める小規模保育や事業所内保育事業等であれば、連携施設に準じた代替保育の連携協力を行う施設として認めていく。

Q 市が利用調整できる場合は連携施設が不要という改正内容であるが、市が利用調整できるかどうかの判断は、どのように行うのか。

A ゼロ、1、2歳までの小規模保育事業所等で過ごした乳幼児が、3歳以上の既存の施設に入れるかどうかは、受皿が確保できるかどうかで市は判断できると考えている。

Q 小規模保育事業所等をいったん市が認可したら、連携施設がなくても、3歳以上で退園した場合、市が必ず、次の施設を探してくれるということか。

A 利用調整を行う中で、希望の施設に入園できない場合も想定されるが、原則、仕組みの中では保証されるものである。

Q AIシステム導入に至る背景とその概要、また、どこまで改善することができるのかについての展望を尋ねる。

A AIシステムの導入については、乗合タクシーの制度定着と併せてさらなる利便性の向上を図るため、県の補助金を活用し、自動配車やスマートフォンからの予約などを行う実証実験を本年度中に予定している。この配車システムは、当日予約の際に、最も停留所に近いタクシーが効率的に配車されることから、待ち時間の短縮が図れるほか、車両の効率的な運用による乗合率の向上や運行経費の縮減にも効果があると考えている。

Q 地域生活交通再編事業は、今後どのように改善していくのか。

A バス、乗合タクシー、一般タクシー、鉄道の公共交通ネットワークが、より効率的・効果的に確保され、市民が安心・安全で健やかな生活が送れることを目指すべきであると考えている。

前田 稔 <スクラム>

議案第62号 令和元年度亀山市病院事業会計決算の認定について



1 当年度純損失8591万6560円について

Q 当年度純損失8591万6560円は、今までの経営状況からみると、かなり純損失が減ってきたと考えていいと思うが、この要因について尋ねる。

A 純損失の減少については、医業収益のうち、入院収益及び外来収益が前年度よりも大幅に増えたことが主な要因である。

Q 外来収益が増えたのは、新型コロナウイルス感染症に関連したものであるのか。

A 令和元年度の決算のため、直接新型コロナウイルス感染症には関係していない。入院収益の増収については、より基準の高い診療報酬を算定できるように入院の受入れ体制を整えた。ま

た、医療事務作業補助者を配置して、医師の職場環境整備などを図ったことで、新たな診療報酬の加算を算定できるようになり入院単価が上がった。外来収益については、整形外科での骨粗しょう症の診療で、新たな検査や注射等を積極的に導入したことが増収の要因であると分析している。

Q 機器などの購入はなかったのか。

A 令和元年度は、眼科手術用顕微鏡システムやFPT画像制御システム等を購入した。



豊田 恵理

議案第69号 令和2年度亀山市一般会計補正予算(第7号)について



1 第2款 総務費、第1項 総務管理費、第11目 自治振興費、関文化交流センター費の増額補正について及び、第2表 繰越明許費補正 追加 第2款 総務費、第1項 総務管理費、関文化交流センター費について

Q 関文化交流センターの空調機改修工事について、いつ故障したのか。

A 8月7日に1階多目的ホールの冷房空調機が故障し、8月25日には2階と3階の冷房運転もできなくなった。

Q 施設の現在の利用状況と、9か月の工事期間中の利用者への影響について尋ねる。

A 新型コロナウイルス感染症の影響により、今年は、施設を使用する団体やイベントが全体的に少なく、大きな混乱は生じていない。工事中、使用できなくなる期間も出てくるため、詳細が

わかりしだい、関係者に案内を行うとともに、長期間利用できない場合には、市のホームページやケーブルテレビの文字情報、安心メールなどを活用して周知に努める。

Q 空調などの設備の点検は随時行っているのか。

A 年2回保守点検を行っている。

Q 施設自体の建て替えの選択肢もあると思うが、その判断基準はあるのか。

A 公共施設総合管理計画の中で、関文化交流センターについては存続していくとの位置づけをしている。そのような中で、昭和54年度建築の当施設は、耐用年数もまだ十数年あるため、維持管理をしながら存続に向けて進め、新庁舎建設等の中で判断が必要になってくると考えている。

Q 改修工事の財源に財政調整基金を充当することについて、他の基金や補助金を活用する考えはなかったのか。

A 該当する補助金等はなく、基金については、活用指針でそれぞれ目的が定められていることから、今回は財政調整基金を財源とする。

一般質問

中学校給食は移住につながる教育施策ではないのか

今岡 翔平 <スクラム>



学校給食について

- 1 市民活動団体によって提出された署名について市長、教育長はどのような所感であるか
- 2 同じ市内の中学校で給食の内容が違うことについて
- 3 学校給食と亀山市への移住の相関性について

Q 移住・定住には、仕事や教育環境の優先順位は高いと思うが、亀山中学校と中部中学校に小学校のような給食がないことで、移住先から外されてしまうことはないのか、見解を尋ねる。

A 移住決断の条件には、それぞれの考え方があり、中学校給食の有無も中にはあるかも知れないが、全体としては、総合的に判断されるものと考えている。

Q 教育的な施策を武器として、市が移住を促進していくためには、どうしたらよいのか。

A トータルとしては子育て支援を前に進めていく定住促進のためのプログラムを充実させる必要があり、市の重要な政策分野の一つと認識して取り組んでいる。

【その他の質問】

- ・新型コロナウイルス感染症対策に関連する企業支援について
- ・土地や空き家の整理について

通学路変更による安全確保は万全に

服部 孝規 <日本共産党>



JR亀山駅前再開発に伴う亀山新橋の架け替え工事について

- 1 亀山新橋の架け替え工事の日程等について
- 2 小学校、中学校の通学路の変更について
- 3 交通量の増加が予想される御幸橋の歩行者及び自転車、通行車両の安全対策について

Q 亀山駅前再開発に伴う亀山新橋の架け替え工事の内容と日程を尋ねる。

A 旧国道1号線に架かる亀山新橋は、老朽化や都市計画決定幅員の確保のため架け替えを実施するもので、既存の橋梁を撤去し、新たな橋梁を設置するまで、三笠館前の亀山新橋北側交差点からさくらい理容店前の交差点までを終日通行止めとする。また、旧国道1号線は、1か月程度、夜間通行止めにより施工する必要がある。なお、工事期間は1年半程度を見込んでいる。

Q 市民に広く広報すべきと思うが、周知の考えはあるのか。

A 市広報と併せて、全自治会に対し、工事に伴う交通障害等の内容を示した回覧文を配布して、周知を図る。今後も工事の進捗に合わせ、適宜交通規制等について、回覧を配布していく。

Q 橋の架け替えて亀山新橋が通行できなくなるが、亀山西小学校や亀山中学校の児童・生徒の通学路の変更について、どのような検討がされているのか。

A 亀山駅前周辺2ブロック地区市街地再開発組合主催の説明会で保護者等の意見を聞き、その後、該当する学校で保護者等と協議を行い、変更後のルートを検討いただいている。学校やPTAから安全確保に関する要望が出ており、学校や地域、PTAと連携して登下校の安全を確保していく。

Q 亀山新橋がなくなることで、御幸橋の交通量が増え、非常に危険になると思うが、歩行者や自転車、通行車両の安全対策は。

A 御幸橋は歩道がないため、一定の安全対策は必要であり、道路管理者である三重県と協議して決定する。

【その他の質問】

- ・市立医療センターの地域医療統括官と特別顧問の人事について

共通認識を持ったうえでの総合的な取組を

森 美和子 <公明党>



切れ目のない自立支援について

- 1 今の支援のあり方が「分断」にならないのか
- 2 被支援者の自立が財政に及ぼす影響について
- 3 居場所づくりについて

Q 自立支援について、出産から就学前は福祉部門、就学後から39歳ぐらいまでは教育委員会、その後は福祉部門と、支援の機関が変わって行くが、今の支援のあり方は分断にならないのか。

A 福祉部門においては、子育てや障がい、介護、生活困窮、ひきこもりなど幅広い様々な個別の問題や課題に対応した支援を行いつつ、状況の変化や年齢層の移行に伴う切れ目のない適正な福祉サービスを提供するため、担当部署間、関係機関等の情報交換や引継ぎを密に行っており、支援の分断がないように努めている。

Q 複合的な課題を抱えている方に支援が届かなかったり、遅れたりした場合、税の滞納や生活保

護に陥ることで財政にマイナスの影響があると一般的に言われるが、その認識を、福祉部門だけでなく、財政を含めた市全体で共有すべきと考えるが、見解を尋ねる。

A 市政全般にわたっては、市民サービス、市民目線にいかにか寄与していくかということが、非常に大事であり、事業の優先度をしっかり見据えたうえで、総合計画後期基本計画等に位置づけながら進めていく。

Q 学校や家庭、地域の中に自分の居場所が見いだせない人たちのための居場所づくりを本気で考えていく必要があると思うが、居場所の確保に向けての考え方を尋ねる。

A 青少年総合支援センターをはじめとする各種団体や各種支援を行っている関係機関と協議、調整を行いながら、総合的、重層的な支援方法について今後も検討していく。

【その他の質問】

- ・「新しい生活様式」に向けた対策について
- ・在宅医療の更なる推進について
- ・おくやみ窓口の設置について

各公共施設に統一した対策方針を

前田 耕一 <大樹>



受動喫煙防止対策について

- 1 健康増進法の一部を改正する法律について
- 2 公共施設の受動喫煙防止対策について
- 3 路上喫煙・歩きタバコの削減に向けての対応について
- 4 公共施設への喫煙ブース・灰皿の設置の考えについて

Q 市の各公共施設における受動喫煙防止対策は、具体的にどのようなことを行っているのか。

A 学校、病院、児童施設、総合保健福祉センターは敷地内全面禁煙とし、本庁舎、関支所、総合環境センター、消防庁舎は屋内禁煙で、屋外に設置した喫煙場所のみ喫煙可能とした。また、法改正により、本年4月から屋内禁煙となった第2種施設に該当する公共施設については、本市の受

動喫煙防止対策ガイドラインで、原則敷地内禁煙としたが、施設の利用形態や喫煙場所が確保できるスペースの有無などの状況に応じて、一部施設で喫煙場所を設けている。

Q 各施設で所管が異なるが、受動喫煙防止対策については、どのように管理しているのか。

A 施設の管理者や指定管理者等と協議して、喫煙場所設置の有無を決定している。

Q 市内の全公共施設で統一した方針を示さないと、施設によって対応が異なってくるが、それについての見解を尋ねる。

A 健康増進法の改正により、学校、病院、児童施設などについては、全面禁煙という考え方である。また、この法改正に基づき作成した受動喫煙防止対策ガイドラインに基づいて、各施設管理者等が、施設の利用形態などを勘案して、喫煙場所設置の有無を決定している。

【その他の質問】

- ・西野公園施設等の整備について

時代に適応できる学びの環境づくりを

草川 卓也 <結>



急激に変化する時代の学校教育について

- 1 学校教育のあり方について
 - (1) 育むべき児童生徒の資質・能力について
 - (2) 教育行政の方針について
- 2 教育行政において優先度の高い施策について
 - (1) 児童生徒の資質・能力育成について
 - (2) 学習活動を支える環境づくりについて

Q 児童・生徒の時代を生き抜く資質・能力を育むための具体的な施策を尋ねる。

A A I 技術が高度に発達する Society 5.0 時代であっても、教師による対面指導や児童・生徒同士による学び合い、地域社会での多様な学習体験など、他者との関わりが必要であり、そのためには、主体的、対話的で深い学びの実現に向けた授業づくりを展開していく。また、ポストコロナの学びのあり方として、感染症対策や ICT 活用のための指導体制や環境整備も考えていく必要がある。さらに、持続可能な社会の作り手を育てていくため、地域や異校種間、福祉機関との連携の下、SDGs を意識した学習計画を作成し、

教科横断的学習やプロジェクト学習の取組も推進していく必要がある。なお、資質を育むという点では、豊かな家庭教育力が不可欠との認識を持っている。

Q 学びの環境を整備するために率先して実践すべき施策について、どのように考えているか。

A 誰一人取り残さない教育を進め、子どもたちが安心・安全に学ぶことができる環境づくりが必要であり、ライフステージのはざままで学びが途切れることのないように、児童・生徒の特性に応じたきめ細かな対応に努めることが大切と考えている。また、不登校や特別な支援を要する児童・生徒等に対応できる指導体制や指導方法の充実に留意していく必要がある。ハード面では、G I G A スクール構想の実現や特別教室への空調整備をはじめ、老朽化した学校教育施設の改修や建て替え、長寿命化の計画的な取組等が求められていると認識している。

Q 誰一人取り残さない学習環境づくりの拠点が市に必要であると思うが、新図書館建設に伴う現図書館の活用について、教育と福祉が連携した施設へ転用することに対する見解を尋ねる。

A 平成 29 年 7 月に教育委員会が策定した亀山市立図書館整備基本構想で、総合教育研究センターのような、文教エリアに配慮した再利用方法を検討する必要があるとしている。

【その他の質問】

- ・新型コロナウイルス感染症対策支援について
- ・コロナ禍を乗り越える持続可能な市政運営について

適材適所を考慮した人事異動を

尾崎 邦洋 <勇政>



人事評価と人事異動について

- 1 人事評価について
 - (1) 評価制度の現状と意義について
 - (2) 公平な評価について
 - (3) 評価の活用について
- 2 人事異動について
 - (1) 異動の基準・考え方について
 - (2) 自己申告制度の意義について
 - (3) 適材適所の配置について
- 3 組織・体制について
 - (1) 現行の部・課・グループ制の評価について
 - (2) 職員のマネジメント能力の育成について
 - (3) 組織の見直しについて

Q 人事異動の基準と考え方について尋ねる。

A 経験年数の浅い職員は、できる限り多くの部署が経験できるように、3、4 年程度で異動するジョブローテーションを実施し、中堅職員は、

個々の適正に応じた異動を行っている。また、管理職は、これまでの経験が活かせるよう以前配置された部署へ戻る場合もあるが、本市の組織規模では、特定の部署内のみで異動を行うことは困難である。

Q 部長職で、過去に経験がない部署に配置されると、対応が困難な場合があると思うが、どのように考えているのか。

A 過去に経験した部署に部長職を配置する人事異動は理想であるが、本市の組織規模では、全てそのようにはいかない。また、マネジメント力も非常に重要であり、それも活かしながら対応していく。

Q 職員の適材適所の配置について、どのように対応しているのか。

A 基本的には、ほとんどの職員は分野を限定せず広範囲な知識、技術、経験を持つゼネラリストとしての人材育成を考えているが、専門職や、特定の分野に深い知識や優れた識見を持つスペシャリストとして本人が強く望む場合は、意向を汲んだ異動も考えている。

【その他の質問】

- ・行政評価の現状と課題について

避難所のあり方の根本的な見直しを

中島 雅代 <スクラム>



亀山市における「新しい生活様式」について

- 1 ウイズコロナ、アフターコロナにおける市の考え方について
- 2 市役所等行政施設における業務について
 - (1) 業務の効率化について
 - (2) 相談業務について
- 3 防災について
 - (1) 避難所運営について
 - (2) 非常用物資の配備について
- 4 地域活動について
 - (1) 協働という考え方について
 - (2) まちづくり協議会の活用について
 - (3) 市民活動支援について

Q 指定避難所が体育館でないといけない法的な理由はあるのか。

A 法的な理由はない。

Q 内閣府のガイドラインでも、人がどれだけ人間らしい生活や自分らしい生活を送ることができるかという避難所の質の向上がうたわれているが、避難所の質の向上を目指す市の責務について、どのように考えているか。

A 緊急政策パッケージ第3弾では、段ボールベッドの予算が議決されたが、拡充には予算やスペースの問題等様々な事情があるため、質の向上については、今後においても重要な視点と認識している。

Q 最初の避難先として、公民館やコミュニティセンターを活用することについて、どのように考えているか。

A 大規模災害時、長期にわたる避難所生活では、災害対策本部との情報連携、食料や物資、トイレやベッド等資機材の確保、医師や保健師の巡回等傷病者対応、高齢者や障がい者等の要配慮者対応、ペット対策など、様々な対応を、避難所運営組織で行ってもらうことから体育館としている。各集会所やコミュニティセンターが指定避難所と同様の機能を有することは非常に困難であるが、指定避難所のみで対応できない場合は、避難所として利用する場合もある。

中学校給食の早期実現を

福沢 美由紀 <日本共産党>



中学校給食をすべての学校で早期に実施することについて

- 1 亀山中学校・中部中学校においてみんなで食べる給食の早期実施を求める署名が8千筆を超えたことについてどう受けとめているか
- 2 給食が、生徒全員に提供される場合と、一部の生徒に選択制で提供され、お弁当などを持参する生徒もいる場合との違いや、公平性について
- 3 給食費の減免について
- 4 市長の過去のマニフェストと現在の考え方について

Q センター方式とデリバリー方式の給食について、それぞれの公費投入額は喫食する中学生1人当たりで換算するといくらになるのか。

A 1食当たりの公費負担額の試算は、センター方式の給食が235円、デリバリー方式の給食が591円となる。

Q 給食費の減免について、県内各市町の状況を探る。

A 学校給食費の一部無償化や補助を行っているのは、県南部の2市6町であり、新型コロナウイルス感染症対策関連の一部無償化や補助については、2市7町が実施している。

Q 初立候補時の市長のマニフェストに、すべての中学校への学校給食を導入しますと明快に書かれているが、3期12年の終盤にかかる現在、これをどう評価しているのか。

A 平成21年の公約については中学校への学校給食の導入を、平成29年については中学校の完全給食化への検討を掲げており、現在もそのマニフェストの考え方である。

Q 学校給食の地産率を50%にするとのマニフェストが達成されていないが、センター方式、自校方式、デリバリー方式、どの給食が一番地産率が低いと思うか。

A デリバリーの給食が比較的低いのではないかと考えている。当時の公約である地産率50%には達していないが、平成21年度から、かめやまっ子給食として、地産地消給食が実践できるように関係者等に努力いただいている。そこは大きな課題であると認識している。

【その他の質問】

・コロナ禍で再認識された『少人数学級』の実施について

新たな整備手法の方向性の判断を

鈴木 達夫 <大樹>



早期に方向性を示すべき市の計画及び事業について

1 流域関連亀山市公共下水道事業の課題について

- (1) 豪雨災害に下水道事業は貢献できるのか
- (2) 費用対効果と地域住民の理解の中で、新たな整備手法を決定する時期ではないのか

2 亀山市業務継続計画(BCP)について

- (1) 災害時の電力確保について
- (2) 自治体の役割として「分散型エネルギーシステム」の構築が必要ではないのか

3 亀山市子ども・子育て支援事業計画について

- (1) 認定こども園整備事業について、主要事業の変更が未だ示されないのはなぜか

Q 国は、地方に対し、下水道事業を令和8年度までとする大幅な前倒しの整備を求めているという認識でよいか。

A 汚水処理人口普及率が90%を超え、既存施設の老朽化対策が急激に増加する中、国の予算は、令和9年度以降は既存施設の更新、維持管理費

のみで現予算額と同程度の事業費が必要となることが予想されるため、地方に対して、人口減少、経済性、整備時期等を踏まえた下水道区域の見直しを求めている。

Q 整備事業計画に関しては、12月までに計画案を作成し、対象者への説明会を行い、来年3月には下水道事業計画を策定し、県のアクションプログラムとの整合を図るというスケジュールでよいか。

A 事業計画の検討を10月末までの完了を目標に進め、その結果を基に年内に対象住民への説明を行い、年度内に下水道事業計画を策定できるよう努める。

Q アンケートを実施した対象地域を尋ねる。

A 現計画で、公共下水道整備が令和8年度以降になる地区で、かつ事業効果の再検討が必要な地域である。

Q 事業効果の再検討が必要な地域の要件を尋ねる。

A 河川や鉄道敷をまたぐ下水道本管の整備には多額の整備費を要することから、事業費が高額と予想される地域は再検討が必要である。

Q 国の事業前倒しの姿勢やスケジュールの中で、地域住民の理解のうえで、政治的な判断をしなければならない時期であると思うが、その方向性を尋ねる。

A この方針転換は、市にとっても、対象の市民にとっても非常に重要なことであり、早急かつ慎重に検討を進めていく。

特別教室への早急な空調設備設置の実現を

森 英之 <結>



新型コロナウイルス感染症拡大防止について

1 小学校・中学校における新型コロナウイルス感染症発生時等の対応について

2 幼稚園・保育園・認定こども園における新型コロナウイルス感染症発生時等の対応について

3 特別教室への空調設備設置について

4 行政手続のオンライン化について

Q 児童・生徒又は教職員の感染が判明した場合の学校名の公表について、市はどのように対応するのか。

A 感染者について誤った情報や憶測が拡散し、いわれのない誹謗中傷につながることを防ぐため、原則として、感染者が確認された場合は学校名を公表することとしている。ただし、公表に当たっては、事前に当該児童・生徒、保護者、PTA役員、学校運営協議会役員に説明し了解を得るなど、丁寧な対応を行う。

Q 学校名の公表による誹謗中傷を防ぐための取組について尋ねる。

A 各学校で、新型コロナウイルス感染症に関する差別事象を人権侵害と捉え、児童・生徒の発達段階に応じて、道徳の時間を中心に指導を行っている。また、今年度から任用している社会教育推進員を人権教育の講師として派遣し、新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害防止をテーマに講演を行うなど、今後も地道な活動を継続し、差別等の防止に努めていく。

Q 新型コロナウイルス感染症に関する人権教育は、道徳の教科の中で取り組んでいるのか。

A 日常的に子どもを観察する中での指導や道徳の時間に特化することなく、関連する教科も含めて学習の一つの大きなテーマとして取り上げている。

Q 特別教室の空調設備は必須であると思うが、どのような考えなのか。

A 現在、市内小・中学校の特別教室のうち、音楽室、パソコン室、図書室については空調機の設置が完了しているが、それ以外は多くの学校で未設置となっている。特別教室への空調機設置については、コロナ禍の下、その必要性は痛感しており、できる限り早期の実現を目指したいと考えている。

【その他の質問】

- ・子ども・子育て支援事業計画について
- ・災害発生時の対応について

市の公共施設等の早期の故障対応を

櫻井 清蔵 <勇政>



市の施設及び車両について

1 施設の管理運営について

(1) 林業総合センターについて

(2) 関文化交流センターについて

2 車両の管理運営について

(1) 関認定こども園アスレの送迎バスについて

Q 関文化交流センターの空調機が故障しているが、早期に改修をしてもらえるのか。

A 空調機の修繕については、来年の冷房使用期間に間に合わせるためにも、早急に空調方式の調査、検討を進めたいと考えている。

Q 運行を休止している関認定こども園アスレの送迎バスについて、新たな車両を購入するのか。

A 現在の未就学児の施設利用においては、車社会の中で、保護者による自家用車での送迎が一

般的な状況となっている中、関認定こども園アスレのみが園児バスでの送迎を行っている状況である。公立園での送迎サービスの是非も検討したうえで、しかるべき対応を行う必要があると考えている。

Q しかるべき対応とは、他の園と格差があるので送迎サービスをやめるということか。

A 新車を購入することは考えていないが、保護者等の意見も聞く中で、現在、代替運行の調整を行っており、近く開始できる見込みである。全市的な状況の中で、今後の公立園における送迎サービスのあり方について検討したうえで、結論を出していく必要がある。

【その他の質問】

- ・二元代表制について
- ・インフルエンザ予防接種について
- ・亀山プレミアム商品券について
- ・亀山駅周辺整備事業について

産業全般への積極的な優遇施策の展開を

豊田 恵理



企業誘致の考え方について

1 企業誘致の現状について

2 企業誘致後の取り組みについて

3 今後の方向性について

Q 進出企業に対して、どのような取組を行っているのか。

A 亀山市雇用対策協議会の事業として、毎年、企業と高校生の情報交換の場として就職懇談会を開催したり、高校2年生とその保護者を対象とした就職懇談会を開催している。また、進出企業に対し、主に中途採用を目的としてハローワーク鈴鹿が主催している亀山地域企業就職面接会への積極的な参加の働きかけを行っている。さらに、企業が活用できる有益な情報について、県と情報共有を行っており、今後も情報を積極的に提供していく。

Q 工業だけに特化した産業振興条例だけでなく、商業などあらゆる業種も利用できる事業者誘致制度を考えていくべきだと思うが、市の見解は。

A 商業の充実は、工業中心の本市の産業構造に厚みを持たせ、商業施設は市民生活に身近なものであり、引き続き商業施策も進めていく。

Q 商業施設や店舗に対する優遇措置はあるのか。

A 現在の産業振興奨励制度は、商業については対象としておらず優遇措置はない。

Q 環状道路を活かすためには、商業や農業などについても優遇施策としての振興条例や活性化計画などが必要であると思うが、その必要性について、都市計画的な視点からの見解を尋ねる。

A 今後の都市の形状、既存の都市基盤を活用していく、そういう都市形成が大変重要になってくると認識している。そのためにも、都市マスタープランをはじめ、関係する様々な施策・事業と連動しながら、より本市の活力や魅力が増すようなまちづくりを進めていく。

【その他の質問】

- ・総合計画におけるデジタル改革の必要性について

表紙写真から

表紙の写真は、トリミング実習の授業で、犬のカットをしています。

トリミングの授業は、基本的なグルーミングからスタートし、2年生では、はさみの動かし方から小型犬(トイプードル等)を一人一頭カットができるように実習を行います。

3年生では、一般のお客様から犬をお預りして、小型犬から大型犬まで様々な犬種に応じたカット技法の実習を重ねることで、更に高度な技術の取得を目指します。



ふくしま ひとみ
福島 仁美

3年 ドッグケアコース

私は、小さい頃から動物関係の仕事に就きたくて、高校から犬のことが学べる徳風高校を志望しました。

徳風高校では、犬のトレーニングやトリミングなどの実習もあり、資格も取得できます。

普通教科の授業と、犬の専門的な勉強の両立は大変ですが、私は寮生で、夜の飼育当番もあり、夜まで犬たちと関われるのでとても楽しく学んでいます。

将来は、動物看護師になるのが夢で、高校でトレーニングとトリミングの資格が取得できるので、この経験を活かして、専門学校でも頑張りたいです。

徳風高校の生徒の皆さんにお願いしました「議会だより」の表紙写真も、この号をもって終了となります。最後に、特色あるコースで学び、部活動にも打ち込んでいる生徒たちの声をお届けします。



さかいだ あかね
境田 茜
(2年 総合コース)

私は、総合コースに在籍し、各種講座の中からスポーツ講座を選択して、勉強にスポーツに、一生懸命取り組んでいます。部活動では、本年4月に創部された硬式野球部で初代キャプテンを務めています。残念ながら高野連の規程により、女子部員は公式戦に出場することはできませんが、キャプテンとしてチームを引っ張っていける存在になれるよう、日々努力しています。部員一同、甲子園出場を目指して、全力で練習に取り組んでいますので、応援よろしくお願いします。



おとべ りゅうき
乙部 龍希
(2年 総合コース)

私は、総合コースのスポーツ講座を選択し、球技だけでなく様々なスポーツで体の動かし方を学んでいます。硬式野球部では、部員不足で試合が組めず練習ばかりの日々が続いています。今は準備期間だと思い、体力や技術を向上させることに力を入れ、上級生としてチームをまとめていきます。私は投手なので、チームを勝利に導けるような選手になれるよう努力し、来年は、3年生になるので、野球だけでなく、人としても後輩から頼られるような存在になりたいです。

市民の皆様の声が議会・市政に反映され、信頼をいただける議会となるよう努めてまいります。
皆様のご意見をお寄せください。